

玉水会病院運営規程

(指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人玉水会（以下「事業者」という。）が開設する玉水会病院（以下「事業所」という。）で行う指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定訪問リハビリテーション従業者が、要支援者・要介護者等に対し、適正な指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の従業者は、要支援者・要介護者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 玉水会病院
- (2) 所在地 鹿児島市下伊敷1丁目1番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤医師 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- (2) 理学療法士等（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士） 業務量に応じて配置
理学療法士等は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき利用者の居宅を訪問し、心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から土曜日までとする。
但し、国民の祝日・振替休日は原則休みとし、8月14日～15日、12月30日～1月3日は休みとする。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) 電話等により常時連絡可能な体制とする

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

次項に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。タクシー利用の場合は、その実費額とする。

- ・ 事業所から片道概ね 20 km未満 500円
- ・ 事業所から片道概ね 20 km以上 1,000円

交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 サービス提供地域は次のとおりとする。

鹿児島市(桜島地区、喜入地区を除く。)

(サービスに当たっての留意事項)

第9条 サービスの提供は次の各号に留意する。

- (1) サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
- (2) 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- (3) 事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- (4) 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- (5) 利用者に病状の急変が生じた場合やその他必用な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- (6) 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行致します。

(苦情処理及び相談)

第10条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

○事業所の相談窓口は次のとおりとする。

- 一 外来窓口
- 二 地域連携室 電話099-223-3330

○行政等の相談窓口は次のとおり。

- 一 鹿児島県介護福祉課
鹿児島市鴨池新町10番1号 電話099-286-2687
- 二 鹿児島市介護保険課
鹿児島市山下町11番1号 電話099-224-1111
- 三 鹿児島県国民健康保険団体連合会
鹿児島市鴨池新町6番6号 電話099-213-5122

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時の対応)

第12条 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、事業所又は他の専門的医療機関での診療を依頼するとともに利用者の家族、保険者である行政機関に速やかに連絡する。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(書類の保存年限)

第14条 事業に関する書類の保存年限は5年間とする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修採用後 6か月以内
- 二 継続研修 必要が生じた都度随時

従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人玉水会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第16条 当院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 当院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 二 当院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当院において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年一回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(個人情報保護法)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(介護予防事業の実施)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(文書の保存年限, 国保連相談窓口移動)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。(自己負担割合の変更)

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。(営業日の変更)

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。(虐待の防止の追加)